

2023年6月26日

石木ダム事業起業者
長崎県知事 大石 賢吾 殿

「長崎県への要請に対する回答」への質問

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
(共有地権者の会)

1 主旨

「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」(共有地権者の会)が2023年6月7日付で長崎県知事 大石賢吾氏宛てた「石木ダム事業起業者(長崎県・佐世保市)への要請」に対する当方への回答が6月22日付のメールで届きました。

その回答について、理解しかねることが多々あるので、お尋ねします。

なお、質問書の最終版は、6月30日午前10時に長崎県庁にてお渡ししますのでお受け取りをお願いします。今回の質問書への回答は7月19日(水)までに支援する会(遠藤保男)へメール又は郵送でお願いします。

2 「長崎県への要請に対する回答」への質問

1) 覚書について

回答には「県としては、覚書の基本的な考え方については重要と認識しており」と書かれています。この認識は当然ではありますが、では、

イ、現在までの石木ダム建設事業の経過の中で、覚書の基本的な考え方は守られて来ているとお考えでしょうか? 私たちには、県がこれまでやられてきたことは明らかに覚書の基本的な考え方に反する行動のように見えます。

ロ、「建設の必要が生じたとき」はいつでしょうか?

ハ、「書面による同意を受けた」のはいつでしょうか?

ニ、そもそも「書面による同意を受けた」のちに工事に着手されていますか?

ホ、もし、書面が存在するのならばご提示ください。

以上のイ～ホについて具体的にお答えください。

(資料) 「石木川の河川開発調査に関する覚書」第4条

乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。

☆ 覚書の性格 同覚書条項以降の記載事項

甲と乙はこの覚書を誠意履行するための合意の証として本書5通を作成し、知事、川棚町長は記名・公印を捺印の上、立会人を含め各々その1通を保有するものとする。

2) 事業の必要性の議論について

回答には、「事業の必要性については、司法判断も確定している中で議論する段階にないと考えており」と書かれています。では、

イ、裁判所は原告側の主張を具体的に審査していましたか？それを示す資料を提示してください。

ロ、裁判所の判断が確定していたら、議論できないのですか？その理由をお示してください。

3) 理解を得られる努力について

回答には、「理解を得られるよう、事業の必要性について、これまでいろいろな機会をとらえてご説明し、努力は続けてきたと考えています。」と記されています。では、

何について何故、理解されていないとお考えですか？

4) 13世帯への今後の対応について

回答には、「川原地区にお住いの皆様のご理解とご協力をいただいたうえで事業を進めることが最善との考えに変わりはなく、今後も13世帯の皆様にご理解、ご協力をいただけるよう努力してまいります。」と書かれています。では、

どうしたら、13世帯の皆さんのご理解を得られるとお考えか、具体的にお示してください。

本件の連絡責任者

「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」(共有地権者の会) 遠藤保男

223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28

090-8682-8610

yakkun@mvd.biglobe.ne.jp